

内閣官房関係

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答		
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項第1号イナバーを用いてくる事務が掲げられておりが、その別表1に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の特徴となるものがあることから、それらの事務も対象とするが、別表への掲載を求める。 〔参考〕 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することを念頭に置きつつ、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など交付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に記載されている法律と同様の特徴となるものがあることから、それらの事務も対象とするが、別表への掲載を求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項、第19条第7項	大分県提案分	内閣官房、国土交通省	E 提案の実現に向けた対応を検討			「番号法の施行後3年を目指して検討」とご回答を頂きましたが、施行後3年は平成30年10月が目途となると理解しています。一方で、内閣官房の方針として、番号の利用範囲を広げる方針であることは、内閣官房のHPに記載されています。 本提案は、根拠法は違うものの、現在、同時に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未だないとの考え方です。情報提供ネットワークの地方公共団体等との連携についても開始する計画です。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があると伺いました。特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律は、中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な良質住宅の供給を促進するためのものであることから、当該法律に基づく事務が、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではありませんが、個人番号の利用範囲の拡張については、番号法附則第6条第1項において、番号法の施行3年を予定として検討を加え、必要なところは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講じるとされており、適切に対応してまいります。 〔参考〕 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は中堅所得者層を対象にすることから、同法に基づく事務は、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないと考えていますが、既に番号法別表に記載のある高等学校就学支援金の支給に関する法律によく就学支援金の支給に関する事務は、対象者の所得の上限に特定優良賃貸住宅の所得の上限を上回っていることから、番号法による社会保障制度は、中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないと考えております。	
569	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化	特定接種の登録事務について県や市町村に必要な協力を求めることができるという規定を使い、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況である。此等の業務であることから、非常に混亂が生じているため、役割の明確化を図る必要があります。 例えば、特定接種の認証照会件数約3,700件事務のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調査が発生し業務が増している。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	県や市町村に協力を求めるができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況である。此等の業務であることから、非常に混亂が生じているため、役割の明確化を図る必要があります。 例えば、特定接種の認証照会件数約3,700件事務のうち、440件で、県・保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調査が発生し業務が増している。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第4項		内閣官房、厚生労働省	C 対応不可	本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、対応することはできない。		国の協力依頼に基づいて地方公共団体が実施している事務であるともかかわらず、第28条第4項の規定により「正当な理由がない限り国からの依頼を拒むことができる」ができます。実質的に国から丸投げされている状況であることから、役割分割・協力範囲の明確化は必要と考えます。 特定接種の登録事務に係る国からの協力依頼は、真に必要な場合に限られたものである。登録の円滑な実施のためとはいっても、国が実質上事務を丸投げする市町村に丸投げしている状況にあることから、「正当な理由」の範囲等を明確に示した上で協力を求めるべきである。	
296	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張（増設）する計画の申し出があつたが、隣地を追加申請するタイミング間に間に合わず、結果として、この法が設立促進税制を適用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地盤指定期間で実施しているため、工場を指定地盤以外へ拡張する場合や、新たに同事業者を手掛ける事業者が現れた場合は、内滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ建物を拡張（増設）する計画の申し出があつたが、隣地を追加申請するタイミング間に間に合わず、結果として、この法が設立促進税制を適用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地盤指定期間で実施しているため、工場を指定地盤以外へ拡張する場合や、新たに同事業者を手掛ける事業者が現れた場合は、内滑に特区制度を活用することができない。 【制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	総合特別区域法第8条第2項 総合特別区域法施行規則第8条第1項		内閣官房、内閣府	E 提案の実現に向けた対応を検討			総合特別区域基本方針(平成23年8月閣議決定)において、国際戦略総合特区についての成り立つの隣地を中心に、我が国経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、規制的特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行う必要があることから、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としている。 したがって、市町区域での指定について相談があった際には、区域設定の根拠となる上の考え方を踏まえ検討する。	一

内閣官房関係

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見 意見	重複事項58項目について 提案募集審討専門部会から指摘された 主な再検討の視点 意見	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見			区分	回答	
390	社会保険・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ域を設けることなく検討を進めるべきである。	【全国市長会】 国民が混乱することのないように、類似の事務へ拡大するなど、検討委状況等の情報を公開しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。	○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大を検討すると法律に規定している一方、ビアリングではその検討の前倒しもあり得ることであつた。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も含めて検討いたきたま。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報の漏えい等に関する国民の懸念もあることから、まずは、社会保険分野、税分野などに利用範囲を限定し、マイナンバーの利用範囲を法律で厳格に規定し、それ以外の事務においては特定個人情報の収集・保管・特定個人情報の加工・利用の作業を禁じます。 二つ目は、個人番号制度の導入に伴う、税分野などに該当するのかについては、それぞれの事務を個別に見る必要があります。例えば、現行の番号法においても、高等学校等学生支援金の支給に関する法律によると就学支援金の支給に関する事務が規定されているなど、広い意味での社会保険制度に関する分野で、マイナンバーを利用できることとされています。 一方、「社会保険制度」、「税制」及び「税金制度」に関する分野に該当する事務であっても、すべての事務が個別に規定されているわけではなく、どの事務が番号法に追加する事務については、①全ての地方公共団体において当該事務でマイナンバーを利用する事、及び番号法第22条により特例が認められた時には申請事務に応じる義務が生じること、②そのため、例えば地方公共団体によって申請件数がわざわざしかない事務であったとしても、マイナンバーの利用及び情報を提供に対応するための追加のシステム整備等を行わなければならなくなること、等を勘案しつつ、制度を所管する各府省の手帳、地元の市町村の手帳等を踏まえた上で、マイナンバー利用の要否について個別に検討する必要があると考えています。 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」による特定優良賃貸住宅、中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅(同法第1条)ですが、既に番号法別表に記載のある「高等学校等学生支援金の支給」に関する法律による学生支援金の支給に関する事務は、その対象者の所得上限が「特定優良賃貸住宅の入居者の所得上限」として記載されています。番号法に「社会保険制度」(番号法第3条第2項)は「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(同法第1条)と並んで、番号法別表に記載する事務として、番号法上上の「社会保険制度」に含まれるものの指摘を記載し、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に関する事務について番号法別表に追加することとします。(ただし、どこまでこの事務を追加することとするかは今後検討させて頂きます。)	6【内閣官房】 (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 個人番号利用事務(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外となる事務(19条1項)に、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平25法52)に基づき地方公共団体が供給する賃貸住宅の管理に関する事を追加する。	
569	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録事業者の登録事務の役割明確化		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	本提案は、現在、地方公共団体が行っている事務を国において行うよう求めるものであり、今回の対象である①地方公共団体への事務・権限の移譲、②地方に対する規制緩和、のいずれにも当たらないため対応できることはない。		
296	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見直し		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、特区の指定範囲の拡大については、地域の事情を十分に参考した上で、迅速に対応していただきたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	提案団体は回答について認容しており、市町区域での指定について相談が現に向けて対応を検討	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (i) 総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支障のないよう積極的に対応する。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見		重複事項58項目について 提案募集後討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見	区分	回答				
350	総合特区推進調整費の用途等に関する基準の要件緩和					C 対応不可	<p>総合特区推進調整費は、関係府省が所管する予算制度により重点的に総合特区への財政支援を行うことを前提として、年度途中に規制・制度改革等が実現したこと等により当該年度に行う必要が生じた事業について、関係府省の予算制度による支援では足りない場合に機動的に補完するものであり、総合特区の先駆的な取組を進めることで効果的な制度である。</p> <p>仮に、総合特区推進調整費を各総合特区に枠配分し、地域の判断で自由に活用できる予算制度にした場合、上記のような年度途中の事由に伴う要望に対応できなくなる等、現行制度と全く別の制度になるとご留意する必要があります。</p> <p>なお、総合特区推進調整費は関係府省の予算制度における要件を満たす場合のみならず、政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組等に対するため、認定された総合特区計画の趣旨に基づき関係府省が予算制度の拡充を図る場合においても活用することができます。</p> <p>また、関係府省の既存の予算制度による財政支援を受けることが難しい場合については、総合特区の地方公共団体は、既存の予算制度の拡充を求める等の新たな財政上の支援措置の提案を行い、国と地方の協議会において、提案の実現に向けて関係府省等と協議することができる。</p>		
392	総合特区推進調整費の申請手続きの簡素化					D 現行規定により対応可能	<p>関係府省の予算制度が複数年計画の事業を対象とするものであれば、総合特区推進調整費を活用する場合であっても、当該予算制度に則って執行されることから、当該府省において複数年計画を踏まえた上で採択判断がなされる。</p> <p>この場合の採択判断は、前述のとおり、次年度の事業支援に必要な予算について、原則として関係府省が次年度の当初予算で確保することを前提としていることから、御意見への対応は制度上可能となっている。</p>		6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (v)認定総合特区計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関して、事業実施主体が認めなく事業を推進できるよう、当該事業を支援する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政支援を行うとともに、これによっても支援が不足する場合には、関係府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特区推進調整費が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知する。
812-1	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1)総合特区計画の変更(内閣総理大臣認定事項の範囲及び適用上の「軽微な変更」の届出)制度の明文化 (2)規制の特例措置に係る「国と地方の協調」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増 (3)現行対象外となつてゐる3~5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間に十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			A 対応不可	<p>内閣総理大臣認定事項は既に限定的に法律に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能としているが、年内を目指し、認定申請の手引き等で届出の取り扱いについて記載するよう速やかに対応したい。</p>		6【内閣官房】 (2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iii)国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性化総合特別区域計画の認定(35条10項)に係る法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向けの文書で明確化する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
812-2	国際戦略総合特別区 域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の範囲及び運用上の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受け付期間の回数倍など (3) 対象外がとなっている3~5月までの融資実行分が金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行な際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定事項が不要の「軽微な変更」として明確になり、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受け付期間の回数倍などを、その効果を最大限発揮するための特例措置や金融上の支援措置が対象外となること。 (3) 対象外がとなっている3~5月までの融資実行分が金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)についてこれまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定期までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への認定が形式的なものではなく、「軽微な変更」として明確になり、運用で行われている事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更是、既に「国と協議済み」の内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る事務局への「届出」制度を明文化すること。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等		内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】京都府、鳥取県、徳島県	D 現行規定により対応可能な場合	(1) 内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能である。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定期を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2) 国と地方の協議会の開催回数について、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行なうため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案についてには年で受け付けていたところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの希望を踏まえて検討することとした。 (3) 利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また算定執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3~5月の融資実行分を対象とするには困難である。	・地方の求めに応じ、国と地方の協議を適宜開催すること。	
812-3	国際戦略総合特別区 域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の範囲及び運用上の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受け付期間の回数倍など (3) 対象外がとなっている3~5月までの融資実行分が金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行な際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」として明確になり、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受け付期間の回数倍などを、その効果を最大限発揮するための特例措置や金融上の支援措置が対象外となること。 (3) 対象外がとなっている3~5月までの融資実行分が金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)についてこれまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定期までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への認定が形式的なものではなく、「軽微な変更」として明確になり、運用で行われている事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更是、既に「国と協議済み」の内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る事務局への「届出」制度を明文化すること。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等		内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】京都府、鳥取県、徳島県	C 対応不可	(1) 内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能している。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定期を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2) 国と地方の協議会の開催回数について、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行なうため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案についてには年で受け付けていたところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの希望を踏まえて検討することとした。 (3) 利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また算定執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3~5月の融資実行分を対象とするには困難である。	・利用者の実態から受付機会の増を求めていでのあって、この実態を踏まえた対応をすべきである。 ・また、引き続き総合特区支援利子補給金の予算確保をお願いする。	
812-4	国際戦略総合特別区 域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の範囲及び運用上の「軽微な変更」とするとともに、運用で行われている事務局への「届出」制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受け付期間の回数倍など (3) 対象外がとなっている3~5月までの融資実行分が金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行な際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更是、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」として明確になり、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受け付期間の回数倍などを、その効果を最大限発揮するための特例措置や金融上の支援措置が対象外となること。 (3) 対象外がとなっている3~5月までの融資実行分が金融上の支援措置の対象となることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	(1)についてこれまでの計画変更申請は全て、指定金融機関の追加が主であり、追加に必要な地域協議会の事前協議に時間を要し、年3回の申請受付の関係で、融資予定期までに認定を受けられず、支援措置の活用を断念したケースがあった。計画変更に係る総理大臣認定事項を限定的に明記することで、計画への認定が形式的なものではなく、「軽微な変更」として明確になり、運用で行われている事務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更是、既に「国と協議済み」の内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る事務局への「届出」制度を明文化すること。	総合特別区域法第35条第7項、第37条、総合特別区域法施行規則第31条等		内閣官房、内閣府	兵庫県 【共同提案】京都府、鳥取県、徳島県	C 対応不可	(1) 内閣総理大臣認定事項は既に限定的に明記されており、それ以外の事項に関しては届出で対応可能している。 なお、ご指摘の指定金融機関については、内閣総理大臣認定事項である実施主体に該当し、総合特区利子補給金の支給予定期を明らかにする必要があることから、金融機関の追加について届出で対応することは困難である。 (2) 国と地方の協議会の開催回数について、多岐にわたる提案に対して効率的に事務を行なうため回数を区切っているが、規制の特例措置に関する提案についてには年で受け付けていたところであり、開催回数の増については提案数及び各特区からの希望を踏まえて検討することとした。 (3) 利子補給契約は、事業者推薦通知後の融資契約が対象となるものであり、また算定執行管理上、当該年度の予算で当該年度の融資契約を対象として利子補給契約を行うこととしているため、3~5月の融資実行分を対象とするには困難である。	・国の利子補給金制度の場合、4月から12月までの融資実行分は当該年度の予算で、1月から3月までの融資実行分は翌年度の予算で執行しており、過年で融資対象としている。 ・国の競争資金の募集についても「来年度予算の成立を条件として」という前提で、年度末に募集開始する場合がある。利子補給金についても、翌年度予算の成立を条件として募集受付し、予算成立後に契約、融資対象とすることが可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重複事項58項目について 提案募集後討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見			区分	回答	
812-2	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣總理大臣指定事項の範囲及び適用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の削減 (3) 現行対象外となる3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	規制の特例措置に関する提案は通常で受け付けており、国と地方の協議会の開催回数の増については提案数及び地域からの要望を踏まえ対応する。ことや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に国と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力することを、地方公共団体に通知する。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (ii) 規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通常で受け付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に国と地方の協議を行うなど、提案の実現に向けて最大限努力することを、地方公共団体に通知する。	
812-3	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣總理大臣指定事項の範囲及び適用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の削減 (3) 現行対象外となる3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 実施	現在、事業者推薦の集中受付については、年3回(4月、7月、10月)行なっており、募集旗がある場合は、4回目(12月)を行うこととしている。このほか、利子補給契約についても随時受け付けており、また、年2回(9月、3月)の利子補給金の支給を行なっている。さらに、812-4記載のとおり、今後、4・5月の融資を対象とした事業者推薦の集中受付(2月頃)についても実施していく予定である。	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。		
812-4	国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域にかかる規制緩和について (1) 総合特区計画の変更に係る内閣總理大臣指定事項の範囲及び適用上の「軽微な変更」の届出制度の明文化 (2) 規制の特例措置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の削減 (3) 現行対象外となる3～5月までの融資実行分も金融上の支援措置の対象とすることなどの制度の運用改善 ※以下地域活性化総合特別区域を例として記載するが、国際戦略総合特別区域についても同様の措置。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		A 実施	「翌年度予算の成立を条件として」という前提で、前年度第4四半期(2月頃)に翌年度4・5月分の融資を対象とした事業者推薦の集中受付を実施していく予定である。また、3月の融資についても対象としていく予定である。	【再掲】 6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (iv) 国際戦略総合特別区域支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特別区域支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時期を追加する。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
								区分	回答	意見	
295	国民保護計画の変更に係る内閣総理大臣への協議の廃止	都道府県が「国民保護計画を作成、変更する際は、あらかじめ総務大臣を経由して内閣総理大臣への協議が義務付けられているが、この協議を廃止する。」	【根拠条文】 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するとまでは、あらかじめ、総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第34条第5項及び第8項	内閣官房、総務省(消防庁)	福島県	C 対応不可	国民保護法では、我々が国の平和と安全を脅かす差し上陸侵攻、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃といった、武力攻撃事態等という最も重大な緊急事態において、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にすため、必要な措置について定めることにより、国全体として万全の体制を整備することを目的としている。 都道府県の国民保護計画は、この武力攻撃事態等において、都道府県が、法定受託業務である国民の保護のための措置を、的確かつ迅速に実施するための行動計画となるもの。 この計画の作成、変更に際しての内閣総理大臣への協議は、例えば、都道府県と防衛省、自衛隊との情報連絡体制の構築に関する事項等の、国の定める基本指針や指定行政機関の計画の内容と都道府県の計画の内容との整合性が特に確実されなければ、國の施策の実施に著しく支障が生ずると認められるような事項等について、所要の調整を行うものである。 また、都道府県の区域を越える他の地方公共団体等の広域的な連携における事項等と、國の基本指針や指定行政機関の国民保護計画のほか、他の都道府県の国民保護計画との整合性等について調整が必要であること等に鑑みれば、都道府県の国民保護計画の作成、変更に係る内閣総理大臣との協議については、存置が必要。 なお、内閣総理大臣への協議については、今後都道府県から要請があれば、関係機関とも協議しながら、適時、協議が行えるよう検討してまいりたい。	<回答> 提案内容は、迅速かつ適時の協議がなされない現行制度に支障があるとし、協議の廃止を求めるものであり、再度協議の廃止を求める。なお、協議の廃止困難であれば、計画策定・変更について随時の手続きができるよう、専門の制度改正を願いたい。 なお、国民保護計画が、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画なのであれば、現行の1年に1度の手続きは朝出しして適当とはいはず、計画内容を必要に応じて適時見直せることが肝要である。		
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の都道府県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定権限の内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定後ににおける支障のみである。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるばかりでなく、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からどうえるべき課題である。 【制度改正の必要性】 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものなければならない。地域における社会的、経済的及び文化的活動の拠点となるにふさわしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためにには、地域の実情に応じた取り組みが不可欠であり、そのための基本計画の認定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題を十分に把握した都道府県が認定するべきと考える。 さらに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 【懸念の解消策】 認定においては、國の基本方針を踏まえて行い、國へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	中心市街地の活性化に関する法律 第9条第1項	内閣官房、内閣府	山梨県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各施設の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行ことになっている。 國は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に國が認定することが必要である。	省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各施設の連携を図ることで、地方自治体レベルで十分可能であり、このことを理由に國が認定する必要があるとするることは、個性を活かし自立した地方をつくるという地方分権の目的に反する。		
245	市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で実感できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画が國が認定するという体系は変わっていない。本県内で基本計画の認定を受けた1市においては具体的な問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定において、市町村の自主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する創意工夫等が活かされない等の支障事例が生ずることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 【懸念の解消】 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施している事前協議等により担保されると考える。	中心市街地の活性化に関する法律 第9条第1項	内閣官房、内閣府	広島県	C 対応不可	中心市街地活性化法の目的は、省庁の縦割りを超えて、中心市街地活性化に係る各施設の連携を図り、「中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進」することである。 かかる観点から、中心市街地活性化に関連する多様な事業をワンパッケージで総合的かつ一体的に推進していくことが重要である。 内閣総理大臣は、関係行政機関の長の同意を得て、中心市街地活性化法第9条第10項に基づき、中心市街地活性化基本計画の認定を行ことになっている。 國は、認定基本計画に基づく市町村等の主体的な取組みを集中的かつ効果的に支援することとしているが、支援するに当たっては、市町村が作成した基本計画の内容が認定基準に適合する場合に國が認定することが必要である。 また、関係省庁との協議は基本計画の一環の事業について個別に協議しているものであり、基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものなどについているかどうか等については、内閣官房、内閣府をはじめ関係行政機関と現行の事前調整と同様の調整を行ふことで担保可能であり、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。 現行認定基準への適合は、國運営指針等の活用や國との調整により図ることが可能である。一方で、形式手続に時間が必要すること、地域における創意工夫等が活かされない懸念というデメリットの方が大きい。	「基本計画が全体として中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものとなっているかどうか等」については、所管府省(内閣官房、内閣府)をはじめ関係行政機関と現行の事前調整と同様の調整を行ふことで担保可能であり、これに加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。		

管理番号	提案事項 (事項名)	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重複事項58項目について 提案募集専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		最終的な調整結果
		意見	意見			区分	回答	
	298 国民保護計画の変更 に係る内閣総理大臣への協議の廃止				E 提案の実現に向けて 対応を検討	都道府県の国民保護計画の変更については、提案のとおり、都道府県の意向を踏まえ、必要があれば年に複数回の手続きを行なうなど通報の見直しができるよう対応する。今後、全国都道府県担当課長会議や都道府県民保護計画の変更に関する調査の際に、この旨を周知する予定である。 なお、内閣総理大臣協議の廃止については、前回回答のとおり。	6(内閣官房) (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16年1月1日施行) (12) (総務省と共管) 都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行う内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。	
74	中心市街地活性化基本計画の認定権限の 都道府県への移譲	・中心市街地活性化に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、都道府県へ認定権限を移譲るべきである。また、認定された計画をもとに交付される補助金については、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にすること、都道府県に交付すること。			C 対応不可	中心市街地の活性化に関する事業は、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行なうことが必要である。 平成10年に制定された中心市街地活性化法は、市町村が自発的に中心市街地の活性化に向けた基本計画において明確な目標を掲げ、その目標を実現するためには、適切な事業が実施されることを想定させていた。しかし、市町村から全国に届出があった約680の基本計画に、目標設定があいまいまことにし、中心市街地の活性化による開発競争がなくなり事業や具体的な実施の見直しの立たない事業までを容認化する傾向が見受けられ、多くの事業者が開拓する意欲の低さから、政府として見直すべきである。各基本計画の実効性を担保せねばならぬことから、政府として見直すべきである。 改定法では、国による「選択と集中」を強化し、実効性のある基本計画への支援に規定することであわせ、活性化に意を用いて取り組む中心市街地に対して支援措置の充実を図ることとともに、中心市街地に開拓する多様な事業をワッパージで合意的かつ具体的に推進するためには、国による認定が不十分である。 さらに、中心市街地活性化法では、地域の発展を促すため、協議会制度を設けている。中心市街地活性化法では、「地方公共団体、事業者及び地元住民が相互に密接な連携を取ることにより、地域の活性化を図ることの重要性」を賛同する旨において、「地域の自主性及び自立性を尊重すべきことを明記しているところであり、地方分権の趣旨的に踏まえ、地域主導で中心市街地の活性化が推進されるよう、適正な運用に則らされているところである。 ただし、基本計画の認定に当たっては、市町村の意向を踏まえ、必要に応じ、都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携が図られるよう努めることとする。		
248	市町村が作成する中 心市街地活性化基本 計画に係る内閣総理 大臣の認定の廃止	【全国市長会】 認定を廃止した場合、基本計画の認定を要件とする 法の特例措置や国の支援措置との整合が課題となる ことから、慎重に検討すべきである。			C 対応不可	中心市街地の活性化に関する事業は、施策効果の適正化・最大化を図るために、各地域の特性や近隣地域の状況等を配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行なうことが必要である。 平成10年に制定された中心市街地活性化法は、市町村が自発的に中心市街地の活性化に向けた基本計画において明確な目標を掲げ、その目標を実現するためには、適切な事業が実施されることを想定させていた。しかし、市町村から全国に届出があった約680の基本計画に、目標設定があいまいまことにし、中心市街地の活性化による開拓競争がなくなり事業や具体的な実施の見直しの立たない事業までを容認化する傾向が見受けられ、多くの事業者が開拓する意欲の低さから、政府として見直すべきである。 改定法では、国による「選択と集中」を強化し、実効性のある基本計画への支援に規定することであわせ、活性化に意を用いて取り組む中心市街地に対して支援措置の充実を図ることとともに、中心市街地に開拓する多様な事業をワッパージで合意的かつ具体的に推進するためには、国による認定が不十分である。 さらに、中心市街地活性化法では、「地方公共団体、事業者及び地元住民が相互に密接な連携を取ることにより、地域の活性化を図ることの重要性」を賛同する旨において、「地域の自主性及び自立性を尊重すべきことを明記しているところであり、地方分権の趣旨的に踏まえ、地域主導で中心市街地の活性化が推進されるよう、適正な運用に則らされているところである。 ただし、基本計画の認定に当たっては、市町村の意向を踏まえ、必要に応じ、都道府県が実施する中心市街地活性化に関する事業との連携が図られるよう努めることとする。		